

長野松代総合病院附属若穂病院の方針

統括事業所 長野松代総合病院理念

〔基本理念〕

地域社会を背景とし、環境にも配慮した、安全で良質な医療への、いきいきとした挑戦

〔基本方針〕

1. 質の高い愛のある誠実な医療・保健・福祉事業の推進による社会への貢献
2. 人と人との信頼の創造と、患者・医療者間の権利・義務の遵守
3. 現場からの持続的研究（RESEARCH）にもとづいた医療（CARE CURE）の実践

長野松代総合病院附属若穂病院での診療を希望される患者さんの権利と責任・義務

私どもは、当院での診療を希望される患者さんの権利を尊重し、医療従事者とのより良好な協力関係を保ち、共同して疾患を克服するよう努めております。診療への積極的参加をお願いします。

1. 患者さんの権利

- | | |
|---------------|---|
| • 適切な診療を受ける権利 | 安全でしかも当院での最善の診療を受ける権利があります。 |
| • 尊厳を尊重される権利 | 人間としての尊厳・プライバシーを尊重される権利があります。 |
| • 説明を受ける権利 | ご自身の診療について、わかり易く適切な説明を受ける権利があります。 |
| • 医療機関を選択する権利 | ご自身の診療について、当院での診療開始後であっても他の医療機関を選択する権利を有し、セカンドオピニオンを求める権利があります。 |
| • 自己決定の権利 | 当院の医師及び医療従事者による十分な説明を受けた上で、ご自身の診療について選択する権利があります。 |
| • 個人情報を守られる権利 | ご自身に関する個人の情報が守られる権利があります。 |
| • カルテ開示を受ける権利 | 定められた規則により開示されます。ただし、開示手数料が必要となります。 |

2. 患者さんの責任・義務

- 良質な医療を実現するため、ご自身の症状を具体的に正確にお伝え下さい。
- 当院の医師及び医療従事者から指導された治療方法等に同意されましたらそれを遵守し、その結果を正確にご報告下さい。
- 良質な診療を維持するために、定められた当院の諸規則をお守り下さい。
- 受けた診療に対し、医療費をお支払い下さい。

患者さんの個人情報の保護

当院では、患者さんの個人情報については下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。

なお、疑問などがございましたら担当窓口（事務）にお問い合わせ下さい。

1. 院内での利用

- 患者さんに提供する医療サービス
- 医療保険事務
- 入退院等の病棟管理
- 会計・経理
- 医療事故等の報告
- 患者さんへの医療サービスの向上
- 院内医療実習への協力
- 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
- その他、患者さんへの医療保険事務に関する利用
- その他、患者さんに係る管理運営業務
- 検体検査業務等の業務委託
- ご家族等への病状説明
- 保険事務の委託
- 審査支払機関へのレセプトの提供
- 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
- 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等

2. 院外への情報提供としての利用

- 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問介護ステーション、介護サービス
- 事業者等との連携及び他の医療機関等からの照会への回答
- 患者さんの診療のため、外部の医師等の意見及び助言を求める場合

3. その他の利用

- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 外部監査機関への情報提供

○上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口（事務）までお申し出下さい。

○お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

○これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

その他の事項

1. 敷地内全面禁煙について

「健康増進法」に基づく受動喫煙の防止策及び患者さんの健康を守るため、病院敷地内を全面禁煙としています。

何卒ご理解とご協力をお願い致します。

統括事業所 統括院長 瀧澤 勉
管理者 若穂病院 院長 熊木 俊成

当院が行う医療機関サービスの内容

関東信越厚生局長に届け出ている事項

◆入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)に係る食事療養に関する事項

入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供します。

◆付き添いに関する事項

療養病棟入院基本料により看護を行う医療機関です。
患者さん負担による付き添い看護は認められません。

◆室料差額について

2025年10月1日現在

| | 料金 | 部屋番号 |
|-----|--------|---|
| 特室 | 7,334円 | 251号/263号/265号/276号 |
| 特室 | 5,238円 | 211号/213号/216号 |
| 個室 | 3,666円 | 202号/203号/205号/206号/208号 217号/260号/261号/267号 |
| 個室 | 3,143円 | 210号/212号/215号/268号 |
| 二人室 | 2,096円 | 252号/262号/266号/270号 275号/277号/280号/281号 |

※上記料金は税込み価格となっています。

◆施設基準に関する事項

◆基本診療料の施設基準

- ・療養病棟入院基本料
- ・診療録管理体制加算3
- ・療養病棟療養環境加算1
- ・感染対策向上加算3
- ・データ提出加算
- ・入退院支援加算
- ・認知症ケア加算

◆入院時食事療養費・入院時生活療養費

入院時食事療養（I）

入院時生活療養（I）

酸素の購入価格の届出

◆特掲診療料の施設基準

がん性疼痛緩和指導管理料

がん治療連携指導料

検体検査管理加算（I）

CT撮影及びMRI撮影

脳血管疾患等リハビリテーション料（I）

運動器リハビリテーション料（I）

呼吸器リハビリテーション料（I）

医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術

胃瘻造設時嚥下機能評価加算

外来・在宅ベースアップ評価料（I）

入院ベースアップ評価料27

◆総合的な健康検査に関する事項

3時間人間ドック／一般健診及び各種検診

◆その他の事項

医療相談窓口

患者さんからの医療相談・ご意見を平日午前8時30～午後5時まで受付けています。

担当責任者 医療安全管理者

開設者 長野県厚生農業協同組合連合会
管理者 若穂病院 院長 熊木 俊成

療養病棟入院料2（南病棟）

入院患者：看護職員＝20：1

入院患者：看護補助者＝20：1

南病棟では、1日18人以上の看護要員
（看護師及び看護補助者）が勤務しています。

なお、時間ごとの配置は次のとおりです。

■朝8時30分～夕方17時まで

看護要員1人あたりの受け持ち数は 4 人以内です。

■夕方16時30分～朝9時まで

看護要員1人あたりの受け持ち数は 20 人以内です。

療養病棟入院料2（北病棟）

入院患者：看護職員＝20：1

入院患者：看護補助者＝20：1

北病棟では、1日18人以上の看護要員
（看護師及び看護補助者）が勤務しています。

なお、時間ごとの配置は次のとおりです。

■朝8時30分～夕方17時まで

看護要員1人あたりの受け持ち数は 4 人以内です。

■夕方16時30分～朝9時まで

看護要員1人あたりの受け持ち数は 20 人以内です。

* 患者様への食事は管理栄養士、によって管理され適時
（夕食については午後6時以降）適温で提供しております。

□ 保険外負担に関する事項 □

予防接種関連

| 接種の種類 | 金額 |
|--------------------|----------|
| 水痘ワクチン | 8,800 円 |
| 肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス) | 8,800 円 |
| 肺炎球菌ワクチン(プレベナー) | 11,000 円 |
| 肺炎球菌ワクチン(キャップバックス) | 14,300 円 |
| 小児肺炎球菌ワクチン (6歳未満) | 11,000 円 |
| M R ワクチン | 8,800 円 |
| H i b ワクチン | 7,700 円 |
| H B ワクチン | 5,940 円 |
| 流行性耳下腺炎 | 4,950 円 |
| 二種混合ワクチン | 4,400 円 |
| 子宮頸がんワクチン (1回目) | 16,500 円 |
| 子宮頸がんワクチン (2・3回目) | 16,500 円 |
| 子宮頸がんワクチン9価 (1~3回) | 33,000 円 |
| B C G ワクチン | 7,500 円 |
| ロタリックスワクチン | 14,300 円 |
| 日本脳炎ワクチン | 4,400 円 |
| 四種混合ワクチン | 8,800 円 |
| 帯状疱疹ワクチン | 21,450 円 |
| 五種混合ワクチン | 19,800 円 |
| RS ワクチン | 27,500 円 |
| その他 | |
| セカンドオピニオン (30分) | 11,000 円 |
| セカンドオピニオン (30分増毎) | 5,500 円 |
| 血液型検査料 | 1,980 円 |
| 診察券再発行代 | 100 円 |
| 院外処方箋再発行 | 660 円 |
| C D - R 作成料 | 2,200 円 |
| エンゼルケア (入院患者) | 7,700 円 |
| 付き添い寝具 | 230 円 |
| 付き添いベッド | 110 円 |
| | |

※ 上記金額は税込み価格となっています。

病院長

■ 保険外負担に関する事項 ■

当院では以下の項目について**実費負担**をお願いしています。

診断書

□ 一通につき6,600円(本体価格6,000円)

生命保険死亡診断書／生命入院・通院証明書

□ 一通につき5,500円(本体価格5,000円)

死亡診断書(役所提出)／JA生命共済死亡診断書
／身障者診断書

□ 一通につき4,950円(本体価格4,500円)

JA生命共済証明書

□ 一通につき2,750円(本体価格2,500円)

一般診断書／身体検査書

□ 一通につき3,300円(本体価格3,000円)

交通事故診断書(警察)／傷害事件用診断書(警察)
／資格取得用診断書／入学・就職用診断書
／健康診断書

□ 一通につき1,100円(本体価格1,000円)

医療費受領証明書／おむつ使用証明書

□ その他

自賠責保険診断書

一通につき4,400円

自賠責医療費明細書

一通につき3,850円

病院長

■個別診療報酬の算定項目が分かる 明細書の発行について■

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際に、個別診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行致します。

明細書には、使用した薬剤の名称や行なわれた検査の名称が記載されるものです。ご家族の方が代理で会計を行なう場合の方への交付を含め、**明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。**

病院長

保険外負担に関する事項

おむつ

※使用数量（袋単位）に応じた実費負担

| 品名 | サイズ | 1袋枚数 | 金額 |
|----------|-------|------|--------|
| フレックス | Sサイズ | 30枚 | 3,226円 |
| (プラス) | Mサイズ | 30枚 | 3,405円 |
| | Lサイズ | 30枚 | 3,897円 |
| フレックス | Sサイズ | 22枚 | 3,457円 |
| (マキシ) | Mサイズ | 22枚 | 3,583円 |
| | Lサイズ | 22枚 | 3,918円 |
| パンツ | Sサイズ | 14枚 | 1,614円 |
| (パンツタイプ) | Mサイズ | 14枚 | 1,686円 |
| | Lサイズ | 14枚 | 1,906円 |
| ベツトスーパー | | 30枚 | 1,551円 |
| 尿取パット | レギュラー | 30枚 | 838円 |

※1日につき定額負担（サイズ・使用枚数に関係なく）

| | | |
|--------|-------|------|
| 花王リリーフ | 1日につき | 400円 |
|--------|-------|------|

上記金額は全て税込み価格となっています。

病院長

個人情報保護法等に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護に関する法律等に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項および業界団体の自主ルールにより公表すべきこととしている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

なお、この会の職員に係る個人情報の取扱いは、次のとおりです。以降、職員に係る個人情報の取扱いについては【職員に係る個人情報の取扱い】と記載しております。

長野県厚生農業協同組合連合会
長野松代総合病院附属若穂病院
病院長 熊木 俊成

1. 本院が取扱う個人情報の利用目的（保護法21条1項関係）は次のとおりです。

なお、個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用致しません。

- ◇患者様等に提供する医療サービス
 - ◇医療保険事務
 - ◇患者様に係る本会の管理運営業務のうち、
 - 入退院等の病棟管理
 - 会計・経理
 - 医療事故等の報告
 - 当該患者様の医療サービスの向上
 - ◇患者様等に提供する医療サービスのうち、
 - 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - 他の医療機関等からの照会への回答
 - 患者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 家族等への病状説明
 - ◇医療保険事務のうち、
 - 保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者への照会
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ◇事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
 - ◇医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 【上記以外の利用目的】
- ◇管理運営業務のうち、
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 医療機関等の内部において行われる学生の実習への協力

■ 医療機関等の内部において行われる観察研究や症例報告

■ 外部監査機関への情報提供

【介護サービスの利用者様への介護の提供に必要な利用目的】

◇ 介護サービスの利用者様等に提供する介護サービス

◇ 介護保険事務

◇ 介護サービスの利用者様に係る管理運営業務のうち、

■ 入退所等の管理

■ 会計・経理

■ 事故等の報告

■ 利用者様の介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

◇ 利用者様等に提供する介護サービスのうち、

■ 当該利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

■ その他の業務委託

■ 家族等への心身の状況説明

◇ 介護保険事務のうち、

■ 保険事務の委託

・ 審査支払機関へのレセプトの提出

・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

◇ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【職員に係る個人情報の取扱い】

◇ この会が取扱う個人情報の利用目的（保護法第21条第1項関係）

■ 採用の可否の判断

■ 雇用の維持・管理

■ 健康保険組合等関係機関・団体への提供

■ 身元保証人等に対するこの会からの通知・連絡等

2. 本会が取扱う保有個人データに関する事項（保護法32条1項関係）は次のとおりです。

(1) 名称及び住所並びに代表者氏名

長野県厚生農業協同組合連合会（代表理事理事長 洞 和彦）

住所：〒380-0826 長野県長野市大字南長野北石堂町1177-3（JA長野県ビル）

長野松代総合病院附属若穂病院（院長 熊木 俊成）

住所：〒381-0101 長野県長野市若穂綿内7615-1

(2) すべての保有個人データの利用目的

前記1に同じとします。

(3) 開示等の求めに応じる手続

保有個人データ等（個人データの第三者提供記録を含みます。）にかかる開示等の求めに応じる手続は、以下の通りです。なお、この会が行うダイレクトメールや電話によるご案内等について、ご本人または代理人の方から利用停止のお申し出があった場合には、ただちにダイレクトメールや電話によるご案内のための個人情報の利用を中止いたします。

① 開示等の求めの申出先

この会の保有個人データに関する開示等のお求めは、総合窓口までお申し出下さい。なお、診療内容等に関するご照会は、医事担当者にお尋ね下さい。

② 開示等の方法

本人又は正規な代理人が直接ご来院頂き、上記窓口に用意してあります「個人情報開示請求書」に必要事項を記入され請求して下さい。

郵送、FAX、電子メール等による手続きは、本人確認等個人情報のセキュリティ面から本会においては採用しておりませんので、ご了承ください。

③ 本人またはその代理人の確認方法

本人…「運転免許証」・「健康保険証」・「写真付住民基本台帳」・「パスポート」・「年金手帳」・「実印と印鑑証明書」・「個人番号カード」・「在留カード又は特別永住者証明書」のうち2以上のものを用意してください。

代理人…請求者本人との続柄を証明できる住民票その他続柄を証明するもの（法定代理人）若しくは本人の印鑑証明書（交付日より6ヶ月以内のもの）付きの請求書及び委任状（任意代理人）を提出して下さい。

④ 利用目的の通知または開示を求める際の手数料の額および徴収方法

金額1件 実費とします。

支払方法 上記窓口で現金にてお支払い下さい。

(4) 安全管理措置に関する事項

この会が講じている保有個人データの安全管理の主な内容は次の通りです。

① 基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保のため、「個人情報保護方針」を策定しています。

② 個人データの取り扱いに係る規律の整備

取得、利用、保存、削除、廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について「個人情報取扱規程」を策定しています。

③ 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取扱う職員及び当該職員が取扱う個人データの範囲を明確化し、保護法や個人情報取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

④ 人的安全管理措置

個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に対する研修を実施しています。

⑤ 物理的安全管理措置

個人データを取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じると

ともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

⑥ 技術的安全管理措置

アクセス制御を実施して、担当者及び取扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

個人データを取扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

- (5) 保有個人データの取扱いに関し当院が設置する苦情のお申出先窓口
開示請求先と同じとします。

3. 第三者に対して個人情報を提供する場合がある事項次の通りです。（法令に基づく場合等を除く）

- (1) 外部委託のため必要と判断されるとき

- ① 診療費請求業務
- ② 債権回収業務

- (2) 民間保険会社、J A（共済連）からの照会

- (3) 職場からの照会

- (4) 学校からの照会

- (5) マーケティング等を目的とする会社等からの照会

※ 第三者への情報の提供は、患者・利用者様への医療等の提供に必要であり、かつ、当施設内の掲示している個人情報の利用目的に限って行い、ご本人様から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、当該第三者提供について同意が得られているものとして取り扱います。また、同意及び留保は、その後、ご本人様の申し出により、いつでも変更することが可能です。

4. 個人情報である仮名加工情報の取得及び仮名加工情報の利用目的の変更に関する事項（保護法第41条第4項関係）

この会が取得した個人情報である仮名加工情報の利用目的は上記「個人情報の利用目的」と同じ（前掲第1参照）です。

この会が取扱う仮名加工情報の変更後の利用目的は上記「個人情報の利用目的」と同じ（前掲第1参照）です。

5. 備考

当院がご本人への通知等の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。

以上

(2024年4月1日改定)

後発医薬品使用体制加算について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

後発医薬品のある先発医薬品の選定療養について

患者さんの希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する金額を、選定療養費(特別の料金)として患者さんにご負担いただいております(長期収載品とは後発医薬品がある先発医薬品のことです)

【対象となる医薬品】

- 外来患者の院内処方・院外処方
- 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が50%以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

- 医師が医療上の必要性があると判断し、長期収載品を処方した場合・在庫状況等により、後発医薬品の提供が困難な場合
- バイオ医薬品

【自己負担額について】

- 長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1
※選定療養費には別途消費税もかかります

生活習慣病管理料(Ⅱ)について

令和6年6月1日から、脂質異常症・高血圧症・糖尿病のいずれかをお持ちの方には、血圧、体重、食事、運動などに関する指導内容を記載した「療養計画書」の内容に同意のうえ、署名をいただくこととなりました。また生活習慣病管理料(Ⅱ)として患者さんに医療費をご負担頂くこととなります。

ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

院内感染防止対策について

適切な院内感染対策を講ずることは、患者及び職員の安全を守るだけでなく、地域における医療感染の発生や医療費軽減の点からも重要です。院内感染の発生・拡大の防止に努めることは、安全で質の高い医療を提供する上で必須であると考えております。この考え方に基づき、当院では感染管理を担当する専門職(医師及び感染管理に従事した職員)による「感染制御チーム」を設置し活動しております。

感染制御チームは以下の役割を担っています。

- ・ 院内感染対策マニュアルの作成、改訂
- ・ 感染防止対策教育
- ・ 週 1 回の院内巡視
- ・ 院内感染防止対策の実施状況の把握・指導の実施
- ・ 感染症流行時の調査・対応
- ・ 全職員向けに年 2 回以上の感染対策に関する研修会実施
- ・ 月 1 回以上の院内感染対策委員会の実施

入院時生活療養費

医療療養病床に入院する 65 歳以上の者の生活療養(食事療養並びに温度、照明および給水に関する適切な療養環境の形成である療養をいう。)に要した費用について、保険給付として入院時生活療養費を支給されることになりました。

入院時生活療養費の額は、生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して算定した額から、平均的な家計における食費および光熱水費の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める生活療養標準負担額を控除した額となっています。

厚生労働大臣の
算出基準による
生活療養

—

平均的な家計の食費、
居住費等と比較した
標準負担額

=

入院時生活療養費

■ 生活療養標準負担額 (※難病患者を除く)

| 区分 | | 食費(1食につき) | 居住費(1食につき) |
|--------------------------|-------|-----------|------------|
| 一般 | | 510 円 | 370 円 |
| 低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯) | ～90 日 | 240 円 | |
| | 91 日～ | 190 円 | |
| 低所得者Ⅰ (年金収入 80 万円以下等) | ～90 日 | 140 円 | |
| | 91 日～ | 190 円 | |

患者さんへのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

令和5年3月

医療機関名：長野松代総合病院附属若穂病院
